

救 助 契 約 書 式 の 改 訂 と 救 助 報 酬 幛 旋 制 度 創 設 の 趣 旨 書

目 次：背 景 と 目 的

救助契約書式改訂審議小委員会委員名簿

審 議 の 概 況

本 書 式 の 特 色

本 書 式 の 要 点 説 明

海難救助報酬斡旋手続規則と海難救助報酬斡旋
委員会規則の要点説明

添 付 物：救 助 契 約 書

海難救助報酬斡旋手続規則

海難救助報酬斡旋委員会規則

社団法人 日 本 海 運 集 会 所

書 式 制 定 委 員 会

救助契約書式改訂審議小委員会

救助契約書式の改訂と 救助報酬斡旋制度創設の趣旨

〔背景と目的〕

四面環海のわが国において健全な海運の発展は貿易立国を標榜する以上不可欠の要素であることは多言を要しない。わが国海運が今後共に発展を続けていくには世界有数の質量を誇るのみでなく、海運にとって補助的ながら重要な役割を担う海難救助制度の完備なども一つの重要な課題であろう。とりわけ、わが国経済貿易の進展は日本沿海における海上交通の輻輳に拍車をかける結果となっている。わが国沿海は世界三大海難多発水域の一つに含まれ、その海象、気象の特異性から海難発生の危険が潜在し、確かに今日の造船、通信における技術面の進歩は海難事故の発生を減少させる傾向にあるが、これをもって完全にその発生を抑止することは不可能と云っても過言ではない。それ故に救助体制の整備強化と併せて一旦事故発生の場合、救助活動の円滑な運用を図る諸策の一層の整備が必要である。

ところで、海難が発生した場合、人命を主体とした救援活動は別として、船貨の救助を目的としたもの殆どは契約に基づいて行われている。ところが救助作業の特殊性として、予め救助報酬を確定し難いことと、被救助者側として被救助船貨の価値を越える救助報酬の支払をみるとすれば、経済原則上救助を依頼すること自体意味をなさないことなどから、救助報酬は救助が全部又は一部にしろ成功をみた後に決めるというやり方がもっとも一般的とされる。

それだけに救助契約書は救助作業のよりどころとして、その内容は広く関係筋の関心を集めることとなる。

海運集会所は、昭和22年に和文による救助契約書式を制定し、救助報酬については定額補償を基本とするものと救助された船貨の合計額を限度として決定する方法との二者択一をその内容とした。しかし、同書式は現状では広く一般の用には供されておらず、他方現在国内で一般に使用されている日本サルヴェージ株式会社の書式（一号書式、以下日サル一号書式という）は船骸限度実費補償をその内容とするが、昭和19年制定後大きな改訂がなされていないために内容的に見直しの時期にあるといわれている。殊に便宜置籍船を日本船又は日本の救助業者が救助する場合でも、主とした利害関係者がわが国にありながらロイズ標準救助書式の使用を余儀なくされる場合が多く、救助報酬はロンドンのロイズコミティーの仲裁によって確定されるのが実情である。更に日本の救助業者が外国船を救助した場合には、殆どの場合ロイズ標準救助書式を使用し、救助報酬はロイズコミティーの裁定に委ねている。

何れにせよ、海難救助に関する報酬の確定については、その特殊性からも救助者、被救助者がその事案について十分な確認と評価を行い自由な交渉を通じて妥当なものをしかも迅速に決めうるとすれば、これに優るものはない。ただ、なかなか交渉が進まない場合、公正妥当な報酬額を確定する第三者的機関がこれに与るのが望ましく、世界有数の海運国であるわが国にこのような目的に沿った機関が必要とされた。そこで、このような機関の創設を前提として妥当な標準書式の整備と救助報酬の確定方法の検討が急がれた。

昭和48年12月21日開催の海運集会所書式制定委員会は、上述したことなどを踏まえ、名目的には昭和22年制定救助契約書式の改訂としながら実際には現代的意味での救助契約書式を用意すべく広く関係筋の実務経験者からなる小委員会を設置して審議することを決定した。

〔救助契約書式改訂審議小委員会委員名簿〕

第4読会開始(52.7.18第33回小委員会)から
同 終了(54.4.4第61回小委員会)まで

(A B C 順, 敬称略)
(◎委員長 ○副委員長)

安藤省吾	(三洋海運)	大河原明徳	(日本郵船)
安藤順夫	(三菱商事)	桜井玲二	(大阪商船三井船舶)
安楽明郎	(大正海上火災保険)	佐野芳弘	(深田サルベージ)
◎広田芳三	(大阪商船三井船舶)	清水善弥	(三井物産)
伊勢砂雄	(日本サルベージ) (指定代理人 大沢政夫)	谷田正次	(川崎汽船)
(同 大久保慶三)		得能宏之	(日立造船)
北原貞幸	(日本船主責任相互保険組合)	(前任 鈴木昭二郎)	
小島裕	(三井造船)	〔アドバイザー〕	
小谷嘉須雄	(住友海上火災保険)	山道昭彦	(弁護士)
○窪田安秀	(東京海上火災保険)	〔事務局〕	
三浦寿一	(東洋マリンサービス)	谷本裕範	
岡本啓資	(安田火災海上保険)	荒川太郎	
(前任 瓜生二郎)		山田 隆	

第1読会開始(49.9.5第1回小委員会)から
第3読会終了(51.3.16第32回小委員会)まで

(A B C 順, 敬称略)
(◎委員長 ○副委員長)

◎阿部健一	(川崎汽船)	佐藤耿之介	(三菱商事)
安藤省吾	(三洋海運)	(前任 山口攻)	
安楽明郎	(大正海上火災保険)	清水善弥	(三井物産)
荒川勝十	(東京海上火災保険)	鈴木昭二郎	(日立造船)
伊勢砂雄	(日本サルベージ) (指定代理人 大久保慶三)	(前任 岩田稔)	
北原貞幸	(日本船主責任相互保険組合)	○田辺一男	(大洋商船)
小島裕	(三井造船)	瓜生二郎	(安田火災海上保険)
小谷嘉須雄	(住友海上火災保険)	安川真一	(川崎重工業)
三浦寿一	(新和海運)	〔アドバイザー〕	
大河原明徳	(日本郵船)	山道昭彦	(弁護士)
(前任 小島武夫)			
桜井玲二	(大阪商船三井船舶)	〔オブザーバー〕	
佐野芳弘	(深田サルベージ)	忽那隆治	(弁護士)
(前任 西田実)			

〔審議の概況〕

審議のための諸準備を経て救助契約書式改訂審議小委員会は昭和49年9月5日にその第一回会合をもった。爾来、昭和54年4月4日の会合まで実に通算61回会合し、その最終草案をまとめ、同年5月11日開催の書式制定委員会に報告、了承をえた。

この間昭和51年4月から翌年7月まで、関係各業界団体の直接の意見を聞くなど調整のための審議中断の時期はあったが、これだけの長期間にわたり真摯な検討が続けられたことは、海運集会所における書式の制定・改訂作業における新記録といえよう。それだけに小委員会委員各位の努力に並々ならぬものがあったが、これらの審議に併せて海運、貿易、保険、サルベージ、造船等の関係業界から寄せられた数々の貴重な助言もあってこれだけの長期間にわたる審議が最後迄有意義なものとした点を挙げなければならない。また救助報酬が既に述べた如くその特殊性故に契約締結時に予定し難いことから、書式と救助報酬の確定のための制度との両面の検討を不可欠としたため海運集会所常設委員会である書式制定と海事仲裁の両委員会の正副委員長など委員有志による制度面に対する直接間接の助言も本書式の審議を助けることともなった。このような次第で本書式が救助報酬確定のための制度造りというむつかしい問題をかかえながら幅広い協力を経て糸余曲折はあったとはいえ、まとまりをみせたことをここに特記し、関係各位に対し深甚なる感謝の意を表したい。

ところで、本書式の審議は、救助報酬の確定のためには中立的な信頼の基づく機関が必要であるとの観点より、前半の段階ではロイズ標準書式にならない特別の仲裁機関の設置を前提とする仲裁方式の導入ということが考えられた。しかし、日本船の救助報酬が多くの場合当事者間の話し合いで円満に解決されている現状に対して、その必要のないものまで仲裁に持ち込まれ、しかも訴訟を行う権利まで奪われることに強い懸念が示された。そこで後半の段階では仲裁の如く法的拘束力はないが、公平な第三者による斡旋という方式が案出された。斡旋人には海運、貿易、保険、サルベージ、造船といった海難救助に關係を有する業界及び法曹からの実務者をあて、委員会組織をとることによって公正妥当な救助報酬の在り方についても研究がなされれば新しい信頼の基づく制度として役立つであろうとされた。この意味からも本書式では救助者、被救助者何れからでも斡旋に付託されたときは斡旋に応ずることとする強制的な方法がとられ、斡旋不調のときはこれら当事者が合意する限りにおいて現行の海運集会所海事仲裁委員会の仲裁に付託することも可能とした。

何れにせよ、救助報酬の確定について、すべての関係者が参加し種々の角度から検討を加え、公平妥当なものを求めようとの考え方には異論はなく、書式の検討に合せ、制度と手続規則について実用性あるものとすべく種々の検討がなされた。

〔本書式の特色〕

- [A] 救助報酬額は被救助価額を限度としていわゆる実費を基準として決定する
- [B] 救助報酬の支払及び担保の提供を本船及び積荷その他の財貨それぞれの所有者が各自分離・独立して負担する
- [C] 斡 旋 制 度

[A] 救助報酬額は被救助価額を限度としていわゆる実費を基準として決定する方式について

海難救助は作業を海上で行い厳しい気象、海象の影響を受け易いことから、その成否は陸上における作業と異り確実な見通しを立てることが困難である。そこで救助報酬については成功した場合のみ支払い、不成功的場合は一切支払を要しない、いわゆる No Cure No Pay 方式が世間一般に使われており、本書式においてもこの方式を採ることとした。

しかし、この場合は成功の際の報酬は不成功的際の出費を補うものであることを要するし、また

海難救助業なるものが海難という偶発事故に依存していることからも、成功した場合の報酬はある程度余裕のあるものであることを要する。この点で海難救助報酬が他の役務報酬と異なるところである。

救助報酬は被救助価額を限度に所要実費、救助作業の難易、救助者の技術、被救助価額等を勘案のうえ決定される点ではロイズ仲裁も日サル一号書式による方式も変りはない。しかし、ロイズ方式は被救助価額により重点をおくため、例えば簡単な作業で済んだ場合でも被救助価額が大きければ高額の報酬を課せられることがある点で、好ましくないとの見方がある。

これに対し、日サル一号書式によるわが国の慣行は作業に要した諸経費（いわゆる実費）を基準にして、これに作業の難易度、救助者の技能、財貨の曝された危険、被救助財貨の価額などを総合勘案して算出されるボーナスを加算する方式をとっているが、この方式による方がより合理的で関係者の納得を得易いとの考え方からこれに拠ることとした。

〔B〕 救助報酬の支払及び担保の提供を本船及び積荷その他の財貨それぞれの所有者が各々分離・独立して負担することについて

本船と共に積荷その他の財貨も救助された場合、救助報酬は別段の特約がない限り、船貨それぞれの所有者が各々分離・独立して救助者に対して直接その支払の責を負う。新書式はこの法理を確認の上これをその儘受け容れて明文化した。

救助報酬額は救助行為完了の後に当事者間の協議により、或いは紛争解決機関の裁定によって決定される。しかし救助者は救助財貨を引き渡すに当って報酬支払の保証を得る為に担保の提供を求めることが実務上慣例となっている。新書式はこの担保も上記の報酬支払の責任に応じてそれぞれの所有者が分離・独立して提供すべき旨定めた。

しかし、具体的な海難に当って積荷その他の財貨の所有者（以下荷主という）に救助契約の締結に直接関与する機会が殆どないことから荷主がその関知せぬ契約の約定に縛られるか否かが問題となつた。

契約に署名する者が荷主を代理する権限を持って居ればたとえ契約の締結・署名に直接関与しなくとも荷主は契約の当事者であり、その約定に縛られる。新書式は当事者の一人が斡旋を申し立てれば当事者全員にこれに応じる義務を課していることから、もし荷主を当事者とする立場をとれば、斡旋手続はその全員が当事者としてこれに参加するとの前提でその運営を考えねばならず、このことは不特定多数の荷主が予定される雑貨船の場合と雖も例外とすることは出来ない。

必然的に関連する契約の署名者名義の問題も併せ、法解釈についての学者の専門的助言も仰いで慎重審議を行った結果、新書式は契約の署名者名義を船長とし、船長は船舶所有者のみならず荷主の代理人をも兼ねるとの立場を採り、更に附隨して定めた斡旋手続規則もこの前提に立って条文を整えた。以下この問題についての審議状況を略記する。

1) 荷主を契約当事者とすることについて

- 船舶所有者が、自ら直接に結び或いは本船船長をして結ばしめた救助契約の当事者であることは疑いない。契約署名者名義が船長であっても、船長は契約の効果の帰属者ではなく、飽くまで代理人にしか過ぎない。もし運送契約に荷主が救助契約の締結を含む一切の救助行為を運送人に委任する旨の約定があり、運送人のこの代理権を承けて船長が救助契約を結んだのであれば荷主はその契約の当事者となる。しかし実務上、運送契約にこの種特約は殆どなくしたがってこれが無いことを前提として考察せねばならない。
- 法理について学者から助言を仰いだ結果は次の通りである。「英國法では遭難船の船長は船舶所有者のみならず、荷主をも代理する権限を認められて居り、これを介して荷主は救助契

約の当事者となる。しかし、これは日本法と違って事務管理の制度を欠く英國法の Agency of Necessity の法理によるものである。」、「日本法の下では契約の締結に関与する機会のない荷主を当事者とはなし難く、たとえその契約に当事者と看做すとの規定を置いてもその効力はない。」。

- (c) 新書式は法理その儘を受け容れ、船貨それぞれの所有者が各々分離・独立して直接救助者に對して救助報酬を支払う責を負う旨定めた。したがって究極的な報酬支払債務の帰趣については荷主が契約当事者であると否とで結果に差はない。
- (d) 問題の一つに救助者への担保提供がある。荷主が当事者でないとすれば、新書式の担保提供についての規定の効力は荷主には及ばぬが、荷主がこれを拒んでも救助者は法の認める先取特権に基づいて救助された積荷を留置し、競売に附すことが出来る。またもし船舶所有者が代位して担保を提供した場合は、留置権を背景としてその償還を荷主に求めることが出来る。

しかし、船舶所有者及び救助者にとっては、荷主が契約の当事者となって直ちにその規定に従って自己の負担区分に応じた担保を提供する方が諸事好都合である。

- (e) 次に救助報酬を繞る救助者との協議及び斡旋手続への参加が問題となる。契約当事者となることによって荷主は協議又は斡旋の結果に拘束されるが、その反面差当たり船舶所有者に一任するとしても、必要に応じて適宜委任を取消して自らが直接にこれ等に介入する権利を留保することが出来る。逆に船舶所有者は協議及び斡旋手続の過程で荷主からの代理権の委譲につき法的な裏づけを常時確めて置かねばならない。

また斡旋手続を進めるに当って、雑貨船の如く不特定多数の荷主が存在するときでもそのすべてが当事者としてこれに参加している状態を保って遺漏なきを期さねばならない。

- (f) 以上の諸点を綜合勘案の上で小委員会としては、これを構成する海運、貿易、保険、サルベージ、造船の各業界を通じて、実務における現状認識とその便宜を慮って荷主を救助契約の当事者とすべしとの意見が大宗を占め、これを結論とした。

その法的根拠としては、緊急時における船長の善処義務に関する商法第712条の後に積荷処分の権限を推定し、同条の適用される範囲を超えた段階に至っても荷主から積極的に反対のない限り問題の生ずる余地は少く、また仮に反対しても他の関係者の権利に法律上の不利益は生ぜぬとの判断にこれを求めた。

2) 契約の署名者名義について

海難という緊急事態に当面して船貨を合せた利益共同体の現場責任者としての船長は救助契約を結ぶ最適な地位にあり、通信手段の発達した現在でもその地位に大きな変りはない。しかし、船長は契約の債務的効果の帰属者ではなく、飽くまで代理人であって当事者本人とはなり得ない。

契約書式としては当事者本人の名義でこれを締結し、たとえ代理人がこれを署名するにしても、本人名を表示の上署名者はその代理人であることを明示してこれを行なうのが通常である。しかし本件書式の場合は船舶所有者の外に不特定多数に亘ることも多々ある荷主も契約当事者であることから、前記通例に従うことは現実的でない。

よって新書式は船長が恰も本人である如く契約を締結し署名する体裁とした。偶々英國法が船長に法定代理権を認め、これに拠って国際的に慣用されるロイズ標準書式も同様の体裁をしているところから、本件新書式を英文化して外國船主の利用に供する場合もその方が受け容れ易いと判断した。

〔C〕 幹旋制度について

救助報酬の決定といった極めて特殊な処理には専門的な知識と経験に裏打ちされた良識が不可欠であり、この期待に応えて中立的信頼のおける査定機関の育成が望まれる。

現在この種の機関として定評を得ているものに既にふれたロイズコミティーによる仲裁がある。また米国海上保険者協会の救助報酬裁定委員会（救助者、被救助船主と共同海損精算人、主要積荷保険者らを審問し勧告によって解決をはかる方式をとっている）がある。

そこで、これらの機関について、わが国の実情を勘案の上種々検討がなされた。その結果、仲裁制度を探るとしてもロイズ仲裁の二審制に対し、わが国の一般の仲裁は一審制であるため現状のままでは受け容れ難いとされたため、仲裁受理後まず勧告がありそれが不調のときに仲裁判断を出すという特別仲裁制度を案出した。しかし、仲裁は訴権の放棄を伴うこと、当事者が新しい制度に全てを任せるのは不安があること、しかも海難という緊急事態の下にある被救助者に対し仲裁が強制されることで好ましくないとの強い意見があった。結局、救助報酬については公正な査定機関を育成することの必要性は委員がこぞって認めるところであったので法的拘束力はないが、当事者の何れかが求めた場合には、全当事者がこれに参加する形の幹旋制度を探ることで、折衷した。

〔本書式の要点説明〕

前文：契約締結年月日、契約締結地、被救助船の船種・船名・船長名・サルベージ・マスター（救助者の現場主任技師）名・サルベージ会社名を順次記入する。実務上、救助契約書は遭難現場で締結されるのが普通であり、本船船長とサルベージ・マスターとの間で締結される点を考慮した。契約締結権者と契約の当事者については、〔本書式の特色〕の〔B〕参照のこと。

第1条 〔救助作業〕：救助の対象となりうるのは本船、積荷に限らないので「本船、積荷その他の財貨」とし「その他の財貨」に着払運賃等も含めている。また契約における救助完了時点、つまり被救助物の所有者への引渡し場所としては、錨地、港とは必ずしも限られないので「場所」とした。

第2条 〔本契約書日付以前の救助作業〕：海難救助の態様からは契約書の作成前に救助が急がれることもありうるので、かかる場合、契約条項の遡及効を定めた。

第3条 〔船体等の使用処分〕：救助作業上必要な範囲内で船体、積荷等の使用処分を行うについては、予め本船船長の同意を得て行う旨を定め、緊急にしてかつ已むを得ざる事由がある場合には、救助者が単独に行い得ることとした。その何れの場合も救助者は無償かつ原状回復及び損害賠償の責を負わない。

なお、過剰な行為特に救助者の独断専行時のこれについての損害賠償義務については法の一般原則によるから特に規定を置かなくともよいとした。

第4条 〔作業状況の報告〕：わが国では実際に行われているため、この規定をおいた。

第5条 〔救助報酬〕：本書式を特色付ける規定であり、〔本書式の特色〕の〔A〕、救助報酬の独立分担については同〔B〕を参照のこと。

第6条 〔担保〕：担保の独立分担については〔本書式の特色〕の〔B〕を参照のこと。担保は被救助財貨の留置に代えて救助報酬が確定するまでその保証として提供するものであり、救助者としては救助報酬さえ確定通り支払われるのであれば担保を自己の手中におく必要もなく、また現金担保といった類にあっては救助者に担保とはいえない旨、直接預けることに、ちゅうちょする向もありとしてその寄託先を海運集会所としている。

第7条 〔救助報酬の支払〕：救助報酬金額が確定したときは、被救助者は担保と引換えに遅滞なくその金額を救助者に支払うべき旨を規定した。

第8条 [紛争解決のための斡旋]：斡旋制度の導入については〔本書式の特色〕の〔C〕を参照のこと。

救助報酬は当事者間の話し合いによる確定に期待する趣旨より、作業終了の日から90日以内を協議期間とし、この間に協議が整わないときは当事者のうちいずれかが海運集会所海難救助報酬斡旋委員会に斡旋を求めることができる。斡旋に付託されるとその他の当事者は斡旋手続に応じなければならず、斡旋手続規則は便宜上、本書式の裏面に明示し明確を期した。斡旋付託の期限については特に規定していないが、わが商法第814条により救助料請求権は1年の短期時効を規定していること、斡旋付託は何ら時効中断事由とはならないことに留意すべきである。

なお、本条に規定する斡旋は特に法律に拠るものではないのでその実効を期するため、②、④、⑤、⑥各項の規定を必要とし、これから強制的斡旋とされる。

第9条 [仲裁裁]：斡旋が不調になった場合、当事者の合意によって、仲裁による紛争解決方法もある旨を注意的に規定した。

第10条 [管轄裁判所]：本契約に関する紛争の管轄裁判所を当事者において予め東京地方裁判所とする旨合意する。

末文、署名欄：通常救助者と被救助船主がもっとも関心を有する当事者であり、本契約書の正本は2通で足るとの判断による。署名欄については、〔本書式の特色〕の〔B〕参照のこと。

〔海難救助報酬斡旋手続規則と海難救助報酬斡旋委員会規則の要点説明〕

冒頭の〔背景と目的〕の項で説明した如く、救助契約の特殊性はとりわけ救助報酬の確定をめぐり制度作りを併う。この点より、救助契約に関して救助報酬金額その他の事項について協議が整わない場合に備え、海運集会所に海難救助報酬斡旋委員会を創設し対処することから、委員会と手続との両規則が必要となった。

委員会委員は海難救助に関する利害関係者の何れからも選任することによって何れの業界にも偏向しないよう配慮された。

このような配慮の下に構成された委員会も、個々の案件に対する斡旋については当事者をして委員中から斡旋人を選出させる方式をとることによって直接干渉せず、斡旋自体について自治的要素を出していいる。このように斡旋自体は当事者の自治を認めているため斡旋に対し当事者も責任をもって協力することが期待される。なお、事務費用を要するので、斡旋は有料とした。 以上

1947年2月 制定
1971年7月13日 改訂
1979年5月11日 改訂

社団 日本海運集会所書式制定委員会制定

救 助 契 約 書

発行所
社団法人 日本海運集会所
東京都中央区日本橋室町2丁目
8番地 三井ビル6号館
不許複製

年 月 日、において
船 丸（以下本船という）船長 は、
本船、積荷その他の財貨の所有者（以下被救助者という）のために、また は、
(以下救助者という)のために次のとおり救助契約（以下本契約とい
う）を締結した。

第1条〔救助作業〕

救助者は、本船、積荷その他の財貨を救助し、最寄りの安全な場所又は後刻協定する場所に引き入れ、被救助者
に引き渡すため、必要な作業を行う。

第2条〔本契約書日付以前の救助作業〕

救助者が本契約書の日付以前に本船、積荷その他の財貨に対し救助に着手していた場合は、その作業は本契約に
基づくものとしてその作業に対して本契約の条項を適用する。

第3条〔船体等の使用処分〕

救助者又はその使用者は、救助作業上必要な範囲内で、予め本船船長の同意を得て、無償で且つ現状回復義
務を負うことなく船体、機関、属具、備品及び積荷を使用し、一部を取り外し、切り取り、加工し、又は投棄する
ことができ、これによって当然生ずる船体、機関、属具、備品及び積荷の全部又は一部の滅失毀損等の損害につい
て賠償の責めを負わない。ただし、緊急にしてかつ已むを得ざる事由があるときは、必要な範囲内で救助者は自己
の判断により上記の処置をとることができる。

第4条〔作業状況の報告〕

救助者は、救助期間中毎日本船の状態及び作業の状況を本船船長及び本船船主に報告する。

第5条〔救助報酬〕

- ① 本船、積荷その他の財貨の全部又は一部の救助に成功したときは、救助者は救助報酬を被救助者に請求するこ
とができる。
- ② 救助報酬の金額は救助に要した費用を基準とし、これに救助作業の難易、作業実施上の救助者の技能及び被救
助財貨の価額等を総合勘案して決定する。ただし、当該救助の完了した時点における被救助財貨の合計金額を限
度とする。
- ③ 救助された本船、積荷その他の財貨の所有者はそれぞれの被救助価額に応じて独立して救助報酬を分担する。

第6条〔担保〕

- ① 救助者は、救助に成功したときは、被救助者に対して救助報酬支払の保証として、相当の担保を提供するよう
要請し、もし担保の提供がなされないときは、被救助財貨を留置することができる。
- ② 救助された本船、積荷その他の財貨の所有者は、それぞれの被救助価額に応じて独立して担保を分担する。
- ③ 第1項に基づき救助者の要求した担保金額が過大であったときは、救助者は担保の提供に要した費用の全部又
は一部を負担しなければならない。

- ④ 第1項の担保とは、銀行、保険会社、P・I・クラブ及び保証会社（Surety Company）の保証状、又は現金、その他これに準ずるもので救助者が承認するものをいう。
- 担保が現金又はこれに準ずるものであるときは、日本国通貨又は日本国通貨をもって表示されるものに限られる。
- ⑤ 前項の担保の寄託先は、社団法人日本海運集会所（以下海運集会所という）とする。海運集会所は、寄託された担保を救助報酬金額が和解又は斡旋を含め最終的に確定し、その支払がなされるまで保管する。
- 担保の保管のため費用を要したときは、その費用は担保寄託者の負担とする。
- 寄託中の担保には利息を付さない。ただし、現金担保について利息が生じたときは、その利息は担保寄託者が取得する。
- ⑥ 海運集会所は寄託された担保が最終的に確定した救助報酬金額に不足してもその責めを負わない。また担保として寄託されたものが有価証券の場合、その証券の価値変動について、海運集会所はその責めを負わない。

第7条〔救助報酬の支払〕

第5条の救助報酬金額について当事者間において合意が成立したときは、被救助者は第6条の担保と引換えに遅滞なくその金額を救助者に支払う。

第8条〔斡 旋〕

- ① 救助報酬金額その他本契約に基づく諸事項について作業終了の日から90日以内に当事者間で協議が整わないとときは、当事者は海運集会所海難救助報酬斡旋委員会（以下斡旋委員会という）に斡旋を求めることができる。
- ② 当事者のうちいずれかが前項により斡旋を求めたときは、他の当事者はその斡旋に応じなければならない。
- ③ 当事者が合意したときは、第1項の期間を短縮することができる。
- ④ 斡旋手続については本契約書裏面記載の海運集会所の「海難救助報酬斡旋手続規則」による。
- ⑤ 斡旋委員会が前項に掲げる規則に定めるところにより当事者に協議の継続を命じたときは、当事者はその指示に従い協議を整えるよう努力しなければならない。
- ⑥ 第1項の協議期間中及び斡旋手続進行中はいざれの当事者も競売申立、本訴の提起等の手続に訴えることができない。ただし、訴権を失い、又は債権の保全を危うくするおそれのあるときはこの限りではない。

第9条〔仲 裁〕

- ① 前条に定める斡旋が不調に終ったときは、当事者はその合意により海運集会所に仲裁を求める判断を最終のものとすることができます。
- ② 前項の仲裁は海運集会所の海事仲裁規則による。

第10条〔管轄裁判所〕

本契約に関する紛争の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

本契約を証するため本書2通を作成し各自記名調印の上互に1通を保有する。

本船船長

救 助 者

代理人

海難救助報酬斡旋手続規則

第1条〔斡旋事項及び受理〕

社団法人日本海運集会所（以下海運集会所という）書式制定委員会制定救助契約書（以下救助契約書という）に基づく救助契約について、海難救助報酬金額その他の事項について協議が整わないと、救助契約書第8条により当事者が、海運集会所海難救助報酬斡旋委員会（以下斡旋委員会といふ）に本規則第2条及び第3条に定める手続を踏んで斡旋を申し立てたときは、斡旋委員会はこれを受理する。なお、本斡旋手続における当事者とは、救助者、被救助船舶主、被救助積荷の所有者及びその他の財貨の所有者をいふ。

第2条〔斡旋申立書等の提出〕

斡旋委員会に対し前条により斡旋を申し立てようとする者は、当事者又はその代理人の住所、氏名（法人のときは商号、代表者の資格・氏名）並びに妥当と考える海難救助報酬金額及び／又は斡旋により紛争を解決する事項を記載した申立書、正副写各1通に、以下に定める書類を添付して斡旋委員会に提出しなければならない。

- (イ) 申立人が救助者のときは、救助作業実費明細書、被救助価額概算書、救助作業経過報告書等
- (ロ) 申立人が被救助船舶主のときは、海難報告書、航海日誌等
- (ハ) 申立人が上記以外の者のときは、紛争の事実を説明する書面

第3条〔斡旋に要する費用の予納〕

申立人は斡旋に要する費用の引当てとして、別に定めるところに従い海運集会所に予納金を納付しなければならない。

第4条〔日本に居住しない斡旋申立人の代理人〕

申立人が日本に居住していないときは、日本に居住する者を代理人として指名しなければならない。

第5条〔陳述書の提出〕

- (1) 斡旋委員会は、申立書（裏付け書類添付）の副本を遅滞なく被申立人に送付すると共に、被申立人に対して期限を定めて陳述書の提出を求める。陳述書の提出を求められた被申立人は、救助契約書第8条第2項の趣旨に則り、期限内にそれを正副写各1通斡旋委員会に提出する外、斡旋手続の円滑な進捗に協力しなければならない。
- (2) 斡旋委員会は、斡旋に参加を求めることが適当と認める他の利害関係人に対して前項の処置をとることができる。
- (3) 被申立人又は他の利害関係人より陳述書が提出されたときは、斡旋委員会は遅滞なく申立人に陳述書の副本を送付する。

第6条〔陳述書記載事項〕

陳述書にはその作成者の住所、氏名（法人のときは商号、代表者の資格・氏名）並びに妥当と考える海難救助報酬金額及び／又は希望する斡旋案を記載し、以下に定める書類を添付しなければならない。

- (イ) 被申立人が被救助船舶主のときは、海難報告書、航海日誌等
- (ロ) 被申立人が救助者のときは、救助作業実費明細書、被救助価額概算書、救助作業経過報告書等
- (ハ) 被申立人が上記以外の者のときは、当該救助における被救助価額を証する書面等

第7条〔斡旋人の指名〕

両当事者は、斡旋委員会の中から、各2名まで斡旋人を指名することができる。ただし、当事者は、当事者間の合意の下に斡旋人を1名とすることができる。指名された斡旋人は、必要と認めるときは、その合意により、更に1名の斡旋人を選任することができる。

第8条〔事情聴取〕

斡旋人は両当事者提出の各書類、裏付け書類を精査の上、当事者及び必要に応じ関係者・参考人から事情聴取しなければならない。事情聴取の方法、回数は斡旋人が決定する。

第9条〔斡旋委員会と斡旋人〕

斡旋人は斡旋案の提示前に斡旋委員会に対し案件の内容・情況を報告しなければならない。斡旋委員会はその報告に対し必要に応じ助言することができる。ただし、斡旋人は斡旋委員会委員の何れの意見にも拘束されない。

第10条〔斡旋〕

斡旋人は、当事者に斡旋案を提示できるに至ったときは期日を定め、当事者又はその代理人を呼び適正にして妥当とする海難救助報酬金額及び／又は求められた斡旋事項についての斡旋案を提示する。

第11条〔合意書の作成〕

- (1) 前条により斡旋が成立したときは、合意書を作成する。合意書には斡旋申立事項の概要と当事者が受諾した斡旋の内容を記載し、当事者において記名押印し、斡旋人が副署する。合意書は原本の外当事者の要求に応じ必要な通数の謄本を作成する。
- (2) 斡旋人は斡旋案作成の根拠を明示した理由書を作成し、合意書原本と共に斡旋委員会に提示し、経緯につき報告しなければならない。当事者が希望するときは理由書の写を合意書謄本に添付する。
- (3) 合意書及び理由書は必要に応じ英文にても作成する。ただし、和文のものと解釈上の相違が生じたときは和文が優先する。

第12条〔予納金の追加〕

- (1) 斡旋に要する費用が第3条によって納付された費用を上回るおそれがあるときは、斡旋委員会は当事者にその追加を求めることができる。
- (2) 前項の追加金は救助者及び被救助者の双方がそれぞれ折半してこれを負担する。
- (3) 第1項による請求にもかかわらず、当事者より追加金の納付がないときは、斡旋委員会はそれから後の斡旋手続の進行を止め、斡旋を打ち切ることができる。

第13条〔斡旋料〕

- (1) 救助者及び被救助者の双方はそれぞれ折半して斡旋委員会の定める斡旋料を負担する。
- (2) 救助者及び被救助者の双方、又は何れか一方の当事者が複数であるときは、前項によって折半されたそれぞれの負担区分について次に定める額に按分比例して斡旋料を分担する。
 - (イ) 斡旋によって合意が成立した場合には、各当事者がそれぞれ受領し、又は支払うべき海難救助報酬金額
 - (ロ) 斡旋が不調に終った場合には、それが請求した海難救助報酬金額又は、救助された財貨の価額
- (3) 本規則第3条及び第12条による予納金及びその追加金はそれぞれ斡旋料の前払金としてこれに充当し、海運集会所は斡旋料を受領するときに、前項に定めるところに従って精算する。

第14条〔海難救助報酬の支払と担保の解除〕

- (1) 被救助者は救助者に対し第11条の合意書作成後遅滞なく海難救助報酬を支払う。
- (2) 海運集会所は前項の支払を確認したときは、救助契約書第6条第5項により寄託されている担保を解除し、被救助者に直接返戻する。

第15条〔斡旋委員会及び事務局〕

- (1) 斡旋委員会の運営については斡旋委員会規則による。
- (2) 斡旋手続の円滑な推進のため海運集会所の書式仲裁部を事務局とする。
- (3) 斡旋委員会及び事務局に関する細目については斡旋委員会規則による。

本規則についての照会先：社団法人 日本海運集会所書式仲裁部

・東京都中央区日本橋室町2丁目8番地
三井ビル6号館8階

電話 (03) 279-1651 (代)

・神戸市生田区明石町32 明海ビル2階
電話 (078) 331-1636 (代)

海難救助報酬斡旋委員会規則

(総 則)

第1条 社団法人日本海運集会所（以下海運集会所という）に海難救助報酬斡旋委員会（以下本会という）を置く。

(目的)

第2条 本会は、海難救助契約に基づく海難救助報酬金額その他諸事項についての斡旋業務の処理を目的とする。

(活動の範囲)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 海難救助報酬金額の決定その他についての斡旋申立ての受理、取下げ、延期継続の決定
2. 当事者の依頼による斡旋人の指名
3. 斡旋人に対する助言
4. 斡旋料の決定
5. 海難救助報酬金額等の斡旋手続規則の変更・解釈
6. 本会委員名簿の作成・維持
7. 海難救助に関する資料、判例及び仲裁判断の収集並びにそれらの実務業界への提供
8. その他本会の目的を達するために必要な事項

(委員資格)

第4条 本会委員は少くとも次の何れか一事項に該当する者でなければならない。

1. 海難救助作業実務の経験を有する者
2. 海難救助報酬金額その他の諸事項の決定について経験を有する者
3. 船社において海務関係業務に経験を有する者
4. 船社において海法及び海上保険業務に経験を有する者
5. 船舶修繕費の見積業務に経験を有する者
6. 法理に通曉し、海難救助に関する弁護又は法律鑑定の経験を有する者

(委員選任方法)

第5条 (1) 本会は、前条の資格を有し、また次の何れかに該当する者で海運集会所会長により委嘱された者をもって組織する。

1. 日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、日本荷主協会、日本サルベージ協会、日本造船工業会（修繕船部会）、日本損害保険協会、漁船関係団体、その他海運関係団体より推せんされた者で、海運集会所正会員及び正会員会社の役職員である者

2. 海難救助に関する有識者

(2) 前項第1号各関係団体推せん員数、同じく第2号の員数は、斡旋委員会委員総数が30名を越えない範囲内で定める。

(委員の任期)

第6条 (1) 本会委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(2) 委員が辞任その他により欠員が生じたときは、補充することができる。この場合補充され

た委員の任期は前任者の残存期間とする。

(委員会の運営)

- 第7条 (1) 本会には委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を置く。
(2) 委員長は本会を代表し、会務を統轄する。副委員長は委員長を補佐し、事故あるときはこれを代理する。
(3) 本会は、委員長が招集し、毎月1回の定例会の外、必要に応じ隨時開催する。
(4) 本会の議長は、委員長が、委員長に事故あるときは副委員長がこれに当たる。正副委員長共に事故あるときは、出席者の互選により決める。
(5) 本会は、委員の3分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数による。議長は決議に加わることができ、可否同数のときは議長が決定する。
(6) 本会の運営上必要な細目は別に内規で定めることができる。

(事務局)

- 第8条 本会に事務局を置く。事務局は本会運営上の事務の外、斡旋手続の円滑な推進、海難救助契約書の普及と海難救助報酬の斡旋制度の普及、斡旋に要する資料の収得、整備、保管を行う。

(斡旋人)

- 第9条 (1) 斡旋人は、海難救助契約の当事者により海難救助報酬等斡旋手続に基づき、斡旋委員会委員の中から選ばれる。
(2) 斡旋人は本会から独立して斡旋手続の一切を行う。但し、斡旋人は斡旋案の提示に先立ち、本会に助言を求めることができる。
(3) 斡旋の成立不成立の如何に拘らず斡旋手続が終了したときは、斡旋人は担当した手続の経過を本会で報告しなければならない。手続の延期継続も同様とする。

(斡旋合意書)

- 第10条 (1) 斡旋が成立したときは斡旋合意書を作成する。斡旋合意書には斡旋依頼事項の概要と当事者が受諾した斡旋の内容を記載し、当事者において記名押印し、斡旋人が副署する。
(2) 斡旋人は、当事者が希望するときは、斡旋案作成の根拠を明示した理由書を当事者に交付する。
(3) 斡旋人は斡旋合意書並びに理由書の原本を本会に提示し報告する。事務局はこれらの原本を保管する。

(斡旋料の決定と斡旋人謝礼の支払)

- 第11条 (1) 斡旋料は斡旋手続規則第13条に基づき、別に定める料率により、斡旋人の経過報告を参考にして決定する。
(2) 斡旋人の謝礼は別に定める内規に基づき支払う。

(本規則の改正)

- 第12条 本規則の改正は、委員の発議により本会において審議して決定する。ただし、理事会の承認を得なければならない。